

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりです。

当社グループは、「社業を通じて社会の進歩に貢献する」を社是に掲げ、「水を作り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくるササクラ」を経営理念として、当社独自の技術、経験、ノウハウを活かし、お客様に喜んでいただける製品、サービスを提供することにより、「顧客満足度の向上」を図り、また、「新たな価値の創出にチャレンジして、お客様に感動を提供する企業」を目指して企業活動を行っています。こうした企業活動において、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要な課題であると認識しており、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、法令遵守、公正性を尊重した事業活動を行うべく、経営組織や内部統制などを整備して行くことが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社は、株主における機関投資家や海外投資家の比率等を考慮し検討した結果、現状、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳はしておりませんが、将来、情勢の変化に鑑みて、その方針を変更する場合があります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍しており、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありませんが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻りに意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令および定款等に照らした監査と助言が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能できるものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が生じる可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社の独立社外取締役は現時点で1名に留まりますが、各取締役、監査役および監査役会、内部統制委員会、および経営陣幹部との連絡・連携体制が構築されており、当社は、公正かつ透明性の高い運営を行っていること判断していることから、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための任意の諮問委員会の設置は、現状不要と考えておりますが、当社の規模や業態の変化、世間の趨勢に鑑みて、本方針を変更する場合があります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引先との安定的・長期的な取引関係の構築のため、持続的な企業価値向上に資すると判断したものについては、当該取引先等の株式を保有することとしております。議決権の行使については、当該取引先等の企業価値の向上に資するか、また、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に考慮し、賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、当社の役員や主要株主と営業上の取引を行うに当たっては、取引内容をおよび条件について、取締役会にて公正かつ適正な手続きを経て決定しております。また、一定の基準に該当する取引については、有価証券報告書を通じて開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、「社業を通じて社会の進歩に貢献する」を社是に掲げ、「水を作り、熱を活かし、音を究め、よりよい環境をつくるササクラ」を経営理念として、当社独自の技術、経験、ノウハウを活かし、お客様に喜んでいただける製品、サービスを提供することにより、「顧客満足度の向上」を図り、また、「新たな価値の創出にチャレンジして、お客様に感動を提供する企業」を目指して企業活動を行っています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社において、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要な課題であると認識しており、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、法令遵守、公正性を尊重した事業活動を行うべく、経営組織や内部統制などを整備して行くことが重要であると認識しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりです。

取締役の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額内、基本報酬部分については取締役の役位等に応じた報酬体系にしております。また、賞与については、各期の利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、検討しております。

監査役の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額内、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等に応じて監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役会は、公正な審議を経て、優れたリーダーシップ、各分野における専門知識、リスクマネジメント能力、市場に精通していることなどを総合的に鑑み、取締役・監査役候補者として、選定し指名しております。また、学識経験者、企業経営経験者、法務、税務、会計に精通している専門家を社外取締役・社外監査役の候補者として選定し、指名しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名について、その選任時の株主総会招集通知にて選任理由を開示します。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】

当社は、取締役会において、法令・定款で定められている事項のほか、株主総会に関する事項、決算に関する事項、経営方針と中期経営計画の決定・見直し、年度経営計画および年度予算の決定・見直し、取締役会および役員に関する事項、重要な株式に関する事項、人事・組織に関する事項、契約の締結・変更・解約および営業に関する事項など、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行なっております。また、職務決裁権限規程において、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準や決裁者を定め、社長をはじめとする経営幹部が決裁を行なえる範囲を定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に準拠することで、独立社外取締役の独立性を担保できると判断し、候補者の選定を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方】

当社の取締役会は、効率的かつ高度な意思決定のために、多角的視点、多様な経験を有した者が必要であると考えております。この目的を果たすため、当社の取締役会は、各事業部、製造、管理部門のマネジメント経験者の中から、優れたリーダーシップ、各分野における専門知識、リスクマネジメント能力、市場に精通していることなどを総合的に鑑み、取締役候補を推薦し、取締役会の審議を経て選定し指名しております。また、社外取締役・社外監査役の候補者は、学識経験者、企業経営経験者、法務、税務、会計に精通している専門家を選定し、指名して

おります。取締役の員数については、定款にて12名以内と定めております。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況の開示】
当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役の兼任状況を有価証券報告書、および株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性の分析・評価】
当社は、取締役会の実効性についての評価を行うため、2016年5月に取締役会の議長を務める社長を除いた取締役8名（社外取締役1名を含む）に対して、アンケート調査を行いました。アンケートは、計14問で各設問に対して5段階で回答してもらうほか、自由回答欄を設け各取締役の意見をまとめる方法としております。
その結果、取締役会は、概ね適切に運営されていると評価されています。特に、取締役会の各議案における、説明が丁寧であると高い評価を受けております。一方、取締役会全体の開催時間については、長過ぎるとの評価があり、また、自由回答欄においても開催時間の短縮が必要であるとの意見がありました。
今後は、説明の質の低下を防ぎながら取締役会の開催時間の短縮を目指すべく、重要議案の事前説明の強化、説明資料の記述方法のさらなる工夫を行なっております。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング方針】
各取締役、および各監査役は初めて選任された際、また必要に応じて随時、それぞれに課せられた使命、法的責任の理解のため、研修を受講しております。また、取締役会において、弁護士である社外監査役から年に数回、会社運営に関する法改正の動きにつき解説を受けております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との対話全般について、建設的な対話が重要であると認識しており、その実現のため、次のような体制を整備し、取り組んでおります。
(1).IRを統括する責任者を社長室長としております。
(2).個人株主からの面談、電話による問い合わせに対しては、株主の主な関心事項に鑑み、合理的な範囲で、取締役もしくは担当経営幹部が臨むことを基本としています。
(3)アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催し、取締役社長が説明を行っています。
(4).毎年3月末、9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握すると同時に、実質的に当社株式を所有する株主の調査を適宜行うことで、実質の株主の把握にも努めております。
(5)株主との対話においては、自社の考えを株主に伝え、いただいた意見・要望について、取締役または経営幹部へフィードバックし、情報を共有しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社笹興	7,396,578	41.89
株式会社みずほ銀行	789,000	4.47
笹倉 敏彦	788,181	4.46
笹倉 由紀子	702,000	3.98
上田 聖子	436,000	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	331,000	1.87
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	297,000	1.68
日本生命保険相互会社	260,000	1.47
角谷 政保	183,000	1.04
株式会社三井住友銀行	178,954	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	株式会社笹興（非上場）

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤澤 武史	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤澤 武史	○	独立役員に指定しており、本人の同意を得ております。	大学の商学部教授および商学博士として、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験を有しており、学術的見地から当社に対する助言・提言をいただくとともに、独立した立場で業務の執行を監視することで、当社の取締役会の機能強化が期待されるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に相互に情報交換・意見交換を行う等の連携を密にしており、期末・中間期においては綿密な監査計画を立案し、監査を実施しております。
また、内部監査部門として監査室を設置しており、監査室は監査役の職務の補助をすると共に、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査を実施しております。

--	--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川村 真文	弁護士													
山田 和民	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村 真文	○	独立役員に指定しており、本人の同意を得ております。	弁護士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務の適切な遂行が期待されるため。
山田 和民	○	独立役員に指定しており、本人の同意を得ております。	公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務の適切な遂行が期待されるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与に関しましては、今後の検討課題としてまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

更新

平成28年3月期の役員報酬の明細は次のとおりです。

取締役(社外取締役を除く) 報酬等の総額70百万円 基本報酬70百万円 賞与0 対象となる役員の人数8名

監査役(社外監査役を除く) 報酬等の総額19百万円 基本報酬19百万円 賞与0 対象となる役員の人数3名

社外役員 報酬等の総額8百万円 基本報酬8百万円 賞与0 対象となる役員の人数3名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりです。
取締役の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額内で、取締役の役位等に応じて取締役会決議により決定しております。
監査役の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況等に応じて監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役（社外監査役）に専従のスタッフは配置しておりませんが、社長室、総務部、監査室が必要に応じてサポート業務を行っております。
取締役会の開催に際しては、事前に社長室から社外取締役（社外監査役）に資料を送付し、必要がある場合は事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・企業統治の体制の概要

当社は、従来型の監査役制度を採用しております。取締役・監査役の選任状況は、取締役は9名で構成され、このうち社外取締役1名であります。監査役は3名で構成され、このうち社外監査役は2名であります。

取締役会は原則として毎月1回開催し、途中で重要な決議事項が生じた場合は、必要に応じて臨時取締役会を開催し対応しております。また、業務の基本方針やその他の重要事項の具体的な対応などについては、取締役および部長から構成される経営企画プロジェクトで検討・審議し、社長に上申し実施しております。このうち重要な案件については、取締役会の審議を経て決定し、実施しております。さらに、法律事務所と顧問契約を結んでおり、業務遂行や重要な意思決定に関して、必要の都度相談し指導を受けております。

なお、当社は、会社法427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、社外取締役および監査役と責任限定契約を締結しております。当該契約締結後の賠償責任限度額は、100万円または法令が定める額のうちのいずれが高い額となります。

・内部監査および監査役監査の状況

当社は監査役3名のうち2名を社外監査役とした監査役会を設置し、公正な経営管理体制の構築に努めており、各監査役はそれぞれの視点から経営のチェックを行っております。

監査役は、監査役会および取締役会に出席するとともに、常勤監査役は部長会議、部長会議をはじめとして主要な会議に出席し、当社の状況を適時的確に把握するとともに、取締役の業務執行状況を監視する体制になっております。また、会計監査人と監査契約や監査内容について適宜情報交換を行なうとともに、実地棚卸等の会計監査人の往査に同席することによって、効果的な監査を実施しております。

なお、社外監査役川村真文は弁護士資格を有し、また社外監査役山田和民は公認会計士および税理士の資格を有しており、それぞれの専門的知識および経験による監査役監査を実施しております。

監査役の監査のほかに、主に業務の内部監査を実施する組織として監査室を設置し、室長職と総合職1名（合計2名）が在籍し、監査役会と連携して内部監査を行っております。監査室による内部監査の監査結果は、それぞれ業務改善に向けた具体的な助言や勧告として改善に活かされ、そのうち重要な事項は監査役会ならびに社長に報告され、社長は必要に応じて関係部門に指示し是正しております。

・社外取締役および社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役藤澤武史および社外監査役川村真文、山田和民につきましては、当社との取引等も無く、利害関係は有しておりません。

当社は、コーポレート・ガバナンスを構築する上で、社外役員の登用が重要であることを認識しており、そのため社外取締役には当社業界に精通し、技術的あるいはマーケティングなどの専門知識・経験等を備えた人材を登用し、社外監査役には専門的知識と豊富な経験に基づき、独立性を保持し客観的・中立的な立場から業務遂行できる人材を登用することを基本にしております。社外取締役および社外監査役は原則として取締役会に出席し、業務執行機能および監査機能を発揮しております。

なお、監査役会は原則として毎月1回開催し、常勤監査役から監査役監査および監査室監査の状況報告および説明を受け、各監査役間の情報の交換、共有を図った上で取締役会に出席するようにしております。

・会計監査人の状況

会計監査を担当する会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、金融商品取引法および会社法の規定に基づく法定監査を受けております。

なお、同監査法人および当社監査業務の業務執行社員と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係は有しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や業態からみて、適正な業務遂行、迅速な意思決定、監査の実効性などいずれの観点においても、十分なコーポレート・ガバナンスが現状において十分機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案内容等の検討に十分な時間を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	部門別営業概況、決算諸表、主要な経営指標等の推移、損益計算書、貸借対照表を掲載しております。また、ニュースリリースとして決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、社長室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報保護規程を制定し、個人情報保護管理委員会を設置して個人情報の保護を全社員に徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得しており、「環境方針」を制定し、法令の遵守と継続的な環境負荷の低減に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの構築に関する基本方針は次のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、「危機管理マニュアル」に基づいて適切に対応することになっています。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役の職務と執行権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、各業務担当取締役はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また各業務担当取締役は定例取締役会において、進捗状況を報告し、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。
(1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。
(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制
子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けけないものとしています。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。
7. 当社の監査役への報告に関する体制
(1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。
(2) 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社に設置された内部統制委員会に内部通報し、当社の内部統制委員会は必要に応じて当社の監査役に報告するものとしています。
(3) 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利益な取扱いをしてはならないものと定めています。
8. 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針
監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要と認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局、地域の企業防衛対策協議会や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底をはかることで、社会正義の確保に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。

< 参考資料 >

